

# TOYAMATCHイベント事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、TOYAMATCHイベント事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## (補助金の交付)

第2条 知事は、TOYAMATCHイベント事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、事業実施事業者が実施する事業（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

## (補助対象経費等)

第3条 補助対象経費及び補助基準額は、別表のとおりとする。

2 別表に定めるもののほか、補助対象経費について、次のとおりとする。

- (1) 補助事業のうち、補助金の交付決定前に着手した部分又は終了した部分については、補助対象経費としないものとする。
- (2) 国の補助金等（市町村から交付される補助金（以下「市町村補助金」という。）で、その財源に国の補助金が充当される場合を含む。）の交付を受けている、又は受けることが確定している場合は補助対象としないものとする。

## (交付額の算定方法)

第4条 この補助金の補助額は、補助対象経費から市町村補助金を控除した額と補助基準額とを比較して少ない方の金額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、そのいずれか少ない方の額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 参加者負担金の総額が参加者全体が消費する経費を超過する場合は、補助額からその超過分を差し引いた額を交付するものとする。

## (交付申請書の添付書類の様式等)

第5条 規則第3条に規定する交付申請書及び添付書類の様式等は、次のとおりとする。

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 補助金申請額調書（様式第4号）
- (5) 実施主体の概要説明書（様式第5号）
- (6) 参加者アンケート案（様式任意）
- (7) その他参考となる資料

## (補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行い、

補助金を交付すべきと認めたときは、すみやかに補助金の交付決定を行うものとする。

(交付条件)

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費又は補助事業の内容を変更する場合においては、様式第6号により知事の承認を受けること。ただし、次条に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管しておくこと。

(軽微な変更)

第8条 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 実施主体を変更すること。
- (2) 事業内容を変更すること。
- (3) 参加募集数を変更すること。
- (4) 事業費の20%以上の変更をすること。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第9条 規則第12条に規定する実績報告書及び添付書類の様式等は、次のとおりとする。

- (1) 実績報告書（様式第7号）
- (2) 事業実績書（様式第8号）
- (3) 収支決算書（様式第9号）
- (4) 補助金精算額調書（様式第10号）
- (5) 参加者アンケート実施結果報告（様式任意）
- (6) 事業実施を証する写真
- (7) 支出の根拠を示す資料（領収書等の写し）
- (8) その他参考となる資料

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税及び特別消費税に係る仕入控除額報告書（様式第11号）により知事に報告しなければならない。ただし、消費税及び地方消費税額を補助対象経費に含めない場合は、この限りではない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和6年度分の事業から適用する。

別表

補助対象経費	参加者数（実績）	補助基準額
事業の実施に直接必要な経費（賃金（臨時的に雇用するものに限る。）、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費、通信運搬費、手数料、保険料、筆耕料、委託料、会場借上料、車両借上料、機材等借上料。ただし、備品購入費及び参加者の飲食代、体験料、交通費、宿泊費、賞品代等の経費を除く。）	50名以上	200,000円
	10名以上50名未満	100,000円